

留 総 総 第 6 9 号

平成30年5月29日

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹
留萌市監査委員 坂 本 守 正 様

留萌市長 中 西 俊 司

平成29年度財政援助団体等監査結果に基づく措置について

平成30年3月23日付留監第185号で報告のあった監査結果のうち、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

(総務部総務課総務係)

財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置

(1) 指定管理者の監査結果

①～④指摘事項無し

⑤ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

ア 振込手数料について管理に関するものと事業実施に係るもので取り扱いが異なる事例が見受けられたため処理の統一を図られたい。

イ 基本協定書第51条第2号によれば、自主事業は「自己の費用により実施」と規定しているところ、指定管理事業の経費として支出された、自主事業と思われる支出が見受けられた。

ウ 留萌市観光施設等利用料収書及び緑地使用料等の領収書は、事故防止のため、海浜公園駐車券（領収書）と同様に番号管理された領収書の使用が望ましい。

エ 緑地使用料領収書の領収年の誤りが多数、領収年月日記載漏れが数件認められた。また、首標数字を二重線で訂正したものも確認されたため、指定管理者の確認機能の強化と利用料徴収員に対する指導を徹底されたい。

オ 駐車料金の徴収については、利用者から指定管理者会計に収納されるまでの間、複数の担当者が介在するものと思われるが、料金収納における紛失等事故防止のため、料金とともに担当者間を移動する引継票を使用するなど、引継の日時等経過、引き継いだ者、引き継がれた者の職氏名を記録し、確実な現金引継を行うことが望ましい。

カ 沖見・浜中海浜公園における、駐車場及び緑地使用料の徴収員賃金は全額指定管理事業から支出しているが、自らの費用で行うべき自主事業の貸テント村利用料、レンタル備品利用料の徴収も併せて行っており、賃金の取扱いについて整理願いたい。

⑥ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

ア 会計ソフトのデータ上は、正しく処理が行われているものとみられるが、会計処理が決定権者の決定に基づき行われること、また、会計処理の状況

が正しく記録されるよう、処理方法や文書の保管方法について研究願いたい。

イ シャワー利用料の金額の記録については、手書きのメモを保存しているが、回収年月日、回収を行った者の職氏名、料金の引継を受けた者の職氏名、金額、件数、決裁欄等を設けた処理票を作成して整理することが望ましい。

⑦ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

ア 経理規程第9条第4項の規定は、「会計伝票を紙媒体として作成し、会計ソフトに入力するのか」、あるいは「会計伝票を会計ソフト内に電子記録的に作成するのか」があいまいな表現となっているので規定内容を検討願いたい。

イ 事務決裁規程には常務理事の旅行に対する決定権者を定めていないため、実態に合わせて規定を整理願いたい。

【経済港湾課の対応】

⑤から⑦の指摘事項に関しては、平成30年度から改善するよう指定管理者に指導するとともに、今後においても定期的な指導監査を実施し、改善内容を確認する。

(2) 所管部局の関係書類の監査結果

① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

ア 留萌市海のふるさと館は観光施設等の一部としてこの指定管理業務の対象としているものであり、指定管理者としても本施設を観光施設の総合管理所に位置付けているところであるが、留萌市海のふるさと館条例における設置目的は、観光施設とは一線を画するものであり、整理が必要と思われる。

また、当館指定管理の業務内容として、「郷土資料の収集、保管、展示、公開及びその利用」としているが、留萌観光協会にその知見は乏しいものと思われ、現実的には教育委員会生涯学習課がその役割の多くを担っているのが実情であり、留萌市として当該施設のあり方について、再検討願いたい。

教育委員会生涯学習課等関係部局と協議し、施設のあり方について再検討を行う。(経済港湾課)

② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ア 指定管理者の選定結果及び市議会への提出に関する決定書について、起案、決定、施行の各年月日の記載がなく、文書番号の記載、公印使用がないことから指定管理者に対して通知を行っていないものと思われるため、適正な事務処理の執行を望む。

次回以降適正な事務処理を行う。(経済港湾課)

イ 平成 22 年 12 月 28 日付け総務省自治行政局長発総行経第 38 号通知「指定管理者制度の運用について」において、「指定管理者選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること」とされているところであるが、指定申込書中、個人情報の保護欄には「措置を講じる」「責任体制を明確にする」の記載があるものの、具体的な措置や体制が明らかになっておらず、管理体制のチェックが適切に行われたものとは思われない。

公の施設に係る指定管理者制度の運用の手引きを見直す際に、様式第 2 号業務計画書の「個人情報の保護」について実施した事項の詳細資料の添付を義務付けるなど、管理体制のチェック方法も合わせて見直しを行う。
(総務課)

③ 指摘事項無し

④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

ア 基本協定書の規定内容について、協定書内で重複して規定しているものや、そごを生じているもの、すでに条例で規定済みのもの等が見受けられ

るため、総務課で示している基本協定書の参考様式も含め、あらためて精査願いたい。

指定管理者制度の見直しを行っていく中で整理し、基本協定書の参考様式も含め精査を行う。(総務課)

イ 基本協定書と仕様書における責任分担についての記載内容に矛盾があるため精査願いたい。また、基本協定書第38条に基づく物価変動等による負担区分の基準はあらかじめ定めておくことが望ましい。

基準をあらかじめ定めておくことを検討する。(総務課)

ウ 仕様書に定める「文書の管理、保存」について、保存年限や業務終了後の取扱いについて定めておくことが望ましい。

保存年限や業務終了後の取扱いについて定めることを検討する。(総務課)

エ 基本協定書、仕様書及び申込要領における施設の概要の記載内容について差異があり、統一が図られていない。施設の有無、数量などは、業務量の基礎となるものであり、書類作成には慎重を期されたい。

次回以降統一した内容で作成する。(経済港湾課)

オ 観光施設等については休止中としている付帯施設が多数存在しており、当該付帯施設について、「現状を保存するための管理を要するもの」なのか、「指定管理から除外され、指定管理者が手を加えることのないもの」なのか、管理を要するとすればその方法など、仕様書等に明記しておくことが望ましい。

また、長期間に渡る休止期間を経た施設は、年毎に再開の困難性が増すものと想定され、観光者に与えるイメージにも悪影響を及ぼすものと思われることから、現状で休止としている付帯施設については、早急に将来に向けた活用方策や廃止などの方向性を検討され実行願いたい。

管理方法については仕様書等に明記することとし、休止している付帯施設については、指定管理者とともに課題を整理し、留萌市公共施設等総合管理計画との整合性を計りながら、利活用方法等について検討する。（経済港湾課）

⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

ア るもい地域こども農山漁村交流推進協議会、オートキャンプフェスティバル in るもい実行委員会などの団体や留萌観光協会の指定管理業務以外の事務室使用、他団体倉庫使用について、担当者間の口頭の協議のみで実行、あるいは十分な協議が行われていない状況が見受けられるため、市においては内部決定行為、市及び観光協会間においては文書による協議・承認行為を適切に行われたい。

また、恒常性が認められるものであれば、条例の規定を検討されたい。

平成30年度以降改善する。（経済港湾課）

イ 自主事業として実施した、沖見海浜公園緑地における貸テント村や海のふるさと館における浜焼きテラス使用について、施設利用料の取扱いが明確になっていないため整理願いたい。

施設利用料の取扱いについては既に整理されており、平成30年度より改善する。（経済港湾課）

ウ 海のふるさと館エレベーターについて、所管としては休止の扱いとしているものであり、仕様書、申込要項等においてはエレベーター（休止中）の記載が必要であった。

平成28年度は、指定管理者独自の判断で、自らの費用により比較的規模の大きい修繕を行っているが、基本協定書第19条における「改造その他の現状変更」に当たるものと思われ、今期の協定終了後に協定更新が保証できない状況でもあり、文書のやり取りによる十分な協議を行うなど慎

重な対応が必要であったものと思われる。

同様の事例がある場合においては、指摘のとおり改善する。(経済港湾課)

エ 留萌市海のふるさと館条例施行規則第4条によれば、ふるさと館の使用料は、「使用許可の際に納付しなければならない」とされているが、同施設利用申請書では「利用当日までに支払」としており、納入期限が明確になっていない状況となっているため整理願いたい。

申請書を改善するよう指定管理者に指示する。(経済港湾課)

オ 自主事業の実施について、業務計画書に具体的な事業名や実施内容の記載がなく、協議・承諾の手続きが曖昧となっているものと思われるため、自主事業の考え方、指定管理事業と留萌観光協会独自事業の区分けを整理願いたい。

事業の区分けを整理するよう指定管理者に指示する。(経済港湾課)

カ 旧日石跡地における倉庫は、他団体の所有物が保管されているとのことであるが、市あるいは指定管理者と団体間での保管に関する権利関係の整理がされておらず、契約や協定または、申請・許可などの手続きが必要である。

保管の権利関係について整理し、平成30年度より申請・許可の手続きをするよう指定管理者に指示する。(経済港湾課)

キ 留萌市海のふるさと館に保管されている収蔵品について、品目や管理責任が明らかになっておらず、収蔵庫や、教育委員会の作業スペースなどの利用に関する考え方が確立されていないので、関係者間で協議のうえ整理願いたい。

教育委員会生涯学習課と協議のうえ、管理方法について整理する。(経

済港湾課)

ク 留萌観光協会総会資料では、観光振興事業に係る人件費について「指定管理事業より支出」としているところだが、指定管理対象施設との関連がないものも散見されるため、人件費の考え方を精査するとともに、指定管理業務と指定管理業務以外の業務との線引きをしっかりと行っていただきたい。

人件費の考え方を精査し、平成30年度以降改善する。(経済港湾課)

⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ア 業務計画書及び業務報告書中、サービスの提供について、「海水浴場において飲食を提供」との記載があるが、実際には、施設利用者3者が緑地利用料及び電気料等を負担して開設したものであり、指定管理者が自ら実施したものとは思われない。

自主事業として提供している部分はあり、事業の区分けについて整理するよう指定管理者へ指示する。(経済港湾課)

⑦ 指摘事項無し

⑧ 指摘事項無し